

経支第 1005 号
令和 3 (2021) 年 1 月 22 日

各商工会会長
各商工会議所会頭
栃木県商工会連合会長
（一社）栃木県商工会議所連合会長
栃木県中小企業団体中央会長

】 様

栃木県産業労働観光部長

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（第 2 弾）の変更について（依頼）

本県の産業労働観光行政に日頃から御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 1 月 13 日付け経支第 948 号をもって依頼したこのことについて、より多くの事業者の皆様に御協力いただけるよう、協力金の支給要件を別紙のとおり変更することといたしました。

つきましては、趣旨を御理解の上、感染防止対策の更なる徹底を図るため、周知への御協力をお願いいたします。

営業時間短縮協力金【第2弾】の変更について

- 【対象期間】 ① 1月15日（金）から2月7日（日）までの全24日間
② 1月16日（土）から2月7日（日）までの全23日間
③ 1月27日（水）から2月7日（日）までの全12日間
- 【対象地域】 県全域
- 【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗
- ・ 飲食店（カラオケ店を含む）
 - ・ これまで20時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間の全ての営業時間を5時から20時までに短縮した店舗（ただし、酒類の提供は11時から19時まで）
 - ・ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示している店舗
- 【支給額】 ①の場合 1店舗あたり 144万円（6万円×24日間）
②の場合 1店舗あたり 138万円（6万円×23日間）
③の場合 1店舗あたり 72万円（6万円×12日間）
- 【申請方法】 インターネット又は郵送
- 【受付期間】 2月8日（月）～3月5日（金）（消印有効）

営業時間短縮協力金コールセンター

（電話番号） 028-341-1787

（受付時間） 午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）